

第4章 施策の展開の方向

1 水源域のかけがえのない水環境を守る

(1) 水源周辺の開発の調整

溪流や湧水周辺の新たな開発に当たっては、流域住民や自治体と調整を図り、適正な土地利用に配慮するとともに、良好な水資源の保全を図ります。

(2) きれいで安全な水の確保

名水や水道水源を清澄かつ安全に保つため、溪流や湧水周辺の施設整備、汚水や排水の適正処理、地域の公衆衛生の確保を図ります。

(3) 名水として親しまれている溪流や湧水の保全

名水を訪れる人たちが安らぎや潤いを感じられるように、地域住民、事業者、行政が連携して清掃活動など周辺環境の整備に努めます。

(4) 水源域の水環境調査の実施

水源域の水質など水環境の状況を監視するため、必要に応じて水質、水量、周辺環境調査等を実施し、水源域の水環境保全の施策に供することとします。

2 人と水の関わりにおける健全な水循環系を構築する

(1) 水環境保全に係る森林の多面的機能の維持及び増進

水源かん養保安林や土砂流出保安林などの保安林※の整備・充実及び適正な管理を行うことにより、環境保全林としての水土保全機能を確保します。また、森林の開発に当たっては、森林の持つ公益的な機能に配慮しながら森林保全及び土地利用の適正化を図ります。

(2) 農業的土地利用が持つ水循環機能の維持及び増進

農業の担い手不足、農村の過疎化などにより田や畑など農地の有する洪水防止、水源かん養、水質浄化など多面的機能の維持が困難になっていることから、県民と共同してこれらの維持・保全活動に取り組めます。また、農林業から排出されるバイオマス※等の循環資源を利活用する環境保全型農業の普及に努めるとともに、水循環系を形づくる農業水利施設※について、生態系の保全、親水空間の形成など水環境保全に配慮した整備を推進します。

(3) 河川の自然浄化機能の維持及び増進

河川において水質の自然浄化機能を維持、増進させるため、動植物の生息・生育環境に配慮した多自然型川づくりを進めるとともに、安定的な流量の確保を図ります。さらには、多様な生態系を

持つ湿地を保全、整備し、自然生態観察のできる水辺環境づくりを進めます。

なお、浄化対策の緊急度が高い場合においては、浚渫、浄化用水導入、河川直接浄化などにより水域が本来有する自然浄化機能の増強を図ります。

(4) 持続可能な水利用の推進

生活用水、工業用水、農業用水の有効利用及び循環使用に努め、河川や地下水の過剰な取水を防止します。また、水道施設や用水路等の漏水防止対策、水処理技術の普及等を推進し、未利用水資源の有効利用に取り組みます。

(5) 雨水の有効利用・地下浸透

個人住宅に雨水貯留槽※の設置を奨励し、雨水の有効利用に努めるとともに、市街地においては、地下水かん養や洪水防止に有効な雨水浸透枳や透水性舗装※の導入などを推進します。

(6) 地下水の現況把握と適正利用

地下水の挙動に関する調査研究を進めるとともに、地下水資源の保全を図るため地下水位などの観測体制を整備します。また、地下水調査の知見等に基づき、地下水資源の保全のための施策を講じます。

3 水環境への負荷の少ない社会を実現する

(1) 生活排水対策

「大分県生活排水対策基本方針」に基づき、生活排水対策を実践する県民に対して、県民運動の推進としてのごみゼロおおいた作戦の展開や各種啓発を行うとともに、生活排水処理を行う市町村に対して、地域の実情に応じた効率的かつ計画的な整備ができるよう支援に努めます。また、家庭でできる生活排水対策※について普及啓発を図ります。

(2) 工場・事業場の排水対策

工場・事業場における排水基準の遵守状況について、監視・指導の強化を図ります。なお、瀬戸内海の水質汚濁を改善するため、当該区域へ流入する汚濁負荷量の削減を計画的に実施しており、平成21年度を目標とした5ヶ年計画を策定し、COD、窒素及びびりんの計画的削減を図ります。

(3) 河川や湖沼における水環境の保全

水質汚濁の状況、利水の状況等の変化に応じて環境基準の類型指定※、見直し等を実施するとともに、各水域の水質の状況を把握するため、適切な監視測定体制の整備を図ります。

(4) 農地や放牧場等の面的発生源の負荷削減対策

地下水や河川水等へ影響を及ぼす農地等からの負荷を削減するために適正な施肥方法 や家畜排泄物の適正な取り扱いについて指導を行います。

(5) 池や水路の浄化作戦

生活排水が流れ込む池や水路における地域ぐるみの浄化対策を支援するとともに、水生植物の保護・育成に努め、自然浄化機能を活かした水辺の浄化に努めます。

4 水辺における生態系の保全及び回復を図る

(1) 多様な生態系の保全

水辺における野生動植物を保護し、その生息・生育環境を保全するため、保護管理体制を充実強化するとともに、これらの種の存続に重要な地域域の保全に努めます。特に、水辺の開発に当たっては、事前調査を十分に実施し、生態系の保全に配慮するとともに、必要に応じて在来種による生息・生育空間の復元や創出を図ります。

(2) 地域固有の生態系の復元

河川、湖沼、水路などの水辺空間において、地域固有の生態系の回復をめざし、魚介類等の移動が相互に可能な構造の水利施設や自然の復元力の高い水辺環境などの環境整備に努めます。

(3) 流域の住民による水生生物等の生息・生育調査の実施

子どもたちをはじめ多くの県民が参加して行う水生生物調査を全県的に実施し、人々に親しまれているホタルやメダカ等の生息状況や水生生物による水質階級を調べ、参加者が水辺に親しみながら水環境を保全する意識を高めます。



水生生物調査のようす